

平成 25 年 5 月 28 日

厚生労働省健康局長 矢島 鉄也 殿

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 議長
堀田 知光

がん情報提供及び相談支援センターの活動と機能強化に関する提案

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会は、H24 年 11 月に設置され、拠点病院で実施されている情報提供および相談支援体制の機能強化と質的な向上を図ることを目的として活動しております。このたび、全国 397 のがん診療連携拠点病院に対して、「情報提供及び相談支援センターの活動のあり方に関するアンケート」を実施し、その結果に基づいた「がん情報提供及び相談支援センターの活動と機能強化に関する提案」について、以下のように取りまとめました。関係検討会等でご検討くださいますようお願いいたします。

- (1) がん診療連携拠点病院機能強化事業におけるがん相談支援事業の相談件数による評価（現行 7,800 件以上）については、現状の対応状況を踏まえ、算定の基準を暫定的に年間 1,875 件^注（相談員 1 人あたり 5 件程度）とすることを提案する。並行して、より本質的な評価の提案に向けて、相談対応業務（対象とする範囲や件数の数え方等）や相談対応以外の幅広い活動内容の評価方法について検討を行う。
- (2) 利用者にとってわかりやすく、有益な相談支援を提供するために、院内の連携を進めるとともに、相談支援センターの名称については、病院固有の名称との併記を認めた上で、原則「がん相談支援センター」で統一を進める。
- (3) 各拠点病院の体制により、相談支援センターで実施する活動が異なることから、情報提供・相談支援関連の活動については、拠点病院レベルでの（相談支援センター単位だけでなく、他部署を含めた）評価とする。さらに、より効率的な情報提供・相談支援体制の構築のために、都道府県レベルや全国レベルで行う活動の適切な評価方法について検討し、地域の状況に応じた役割分担を進める。
- (4) 都道府県内の活動状況の把握、情報の集約や役割分担の検討を行うために、その役割を担う組織（情報提供・相談支援に関する検討を行う部会等）の活動を評価するとともに、都道府県レベルでの事務局機能の強化（事務員の配置等）を行う。

注）専従 1 日、専任 0.5 人として、年間 250 日間で算出した。

なお解決すべき課題については、当部会においても、以下の検討を進めることといたします。

- (1) 相談支援センターとして焦点を当てるべき活動の可視化と果たすべき役割の検討
- (2) 都道府県および全国レベルで整えていくべき体制と必要な要件や評価のあり方
- (3) 相談支援センターへの活動支援のあり方の検討